

参 考 資 料 集

	ページ
資料 1 . 「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要 (平成 20 年度)	1
資料 2 . 「業務実施覚え書き(特定事業者負担分)」(見本)	7
資料 3 . 「業務実施契約書(市町村負担分)」(見本)	10
資料 4 . 分別基準について	14
資料 5 . 平成 20 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン	16
資料 6 . 「再商品合理化拠出金」の支払いについて	22
資料 7 . 「PET ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しのお願ひ」 (本申し込みに向けて) 及び「当協会の PET ボトル等の 有償入札に係る収入の市町村への拠出について」	24
資料 8 . 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第 2 条第 6 項に基づく保管施設の指定に関する意向調査の実施 について(依頼)(平成 19 年 6 月 13 日付で、既に環境省から送付済み)	26

平成 19 年 10 月 30 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：平成 19 年 10 月 30 日)

「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要（平成 20 年度）

1. 契約および支払い方法

ア) 分別基準適合物の引き取りおよび再商品化についての市町村と協会の契約は、別途定める標準書式により、毎年度の初めに取り交わすこととします。

(特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」および市町村負担分^{注)}に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。)

イ) 市町村負担分の引き取りおよび再商品化をお申し込みいただく場合の市町村負担分の費用については、主務省が示す市町村負担比率にしたがい、引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をいただきます。ただし、主務省が示す市町村の負担割合が改訂された場合には、上記の比率は見直しが行われます。

ロ) 再商品化実施委託料金の支払いは、四半期毎です。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。(例) 4~6 月引き取り分 7 月請求 30 日以内に振り込み

注) 特定事業者負担分と市町村負担分について

小規模事業者については再商品化義務者ではなく、小規模事業者が排出する容器や包装については市町村が処理責任を負います。この部分を当協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます。

2. 市町村への資金拠出

ア) 容器包装リサイクル法第 10 条の 2 及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、「業務実施覚え書き」の記載内容に則り、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に拠出します。

3. 引き取りを行う量

ア) 市町村には、正式申込み及び契約に基づく数量を引き渡しするよう努力していただきます。正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、契約行為としての意思表示とお考えください。

イ) 施設の故障または市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引渡し量に大幅な乖離が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行った上で、協会としての対応を判断いたします。

- り)市町村がイ)の連絡を怠った場合、または申込みの撤回や申込み量の大幅な減量があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。但し、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度以降の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。
- イ) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度以降の引き取りをお断りすることができるものとします。
- ロ)全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- カ)協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくために、四半期毎に引き取り実績総量(全国)の情報を提供します。
- キ)全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引取ることができません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- ク)また、市町村からの引き渡し総量の実績が、「『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量」を上回ることが見込まれる場合には、協議させていただきます。

4. 再商品化実施委託単価

平成 20 年度の「再商品化実施委託単価(暫定値)」は以下のとおりです。
(下記の単価には消費税及び地方消費税が含まれます。)

ガラスびん(無色)	3,300 円/トン	(3.3 円/kg)
ガラスびん(茶色)	4,900 円/トン	(4.9 円/kg)
ガラスびん(その他の色)	6,700 円/トン	(6.7 円/kg)
PETボトル	1,800 円/トン	(1.8 円/kg)
紙製容器包装	15,500 円/トン	(15.5 円/kg)
プラスチック製容器包装	75,100 円/トン	(75.1 円/kg)

5. 特定事業者責任比率および市町村負担比率

平成 20 年度の特定事業者責任比率および市町村負担比率は以下のとおりです。

		特定事業者責任比率	市町村負担比率
ガラスびん	無色	93%	7%
	茶色	75%	25%
	その他の色	90%	10%
PETボトル		100%	0%
紙製容器包装		96%	4%
プラスチック製容器包装		96%	4%

6. 引き取り条件（4素材共通事項）

【分別基準の運用】

- ア)法律では、同法に規定する分別基準を満たす必要があるとされていますが、実際の運用としては、協会の「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集を実施していただきます。
- イ)「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくこととなります。
- ロ)品質改善について、本来は、市町村および協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率良く進めるために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- ハ)そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- ホ)市町村には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位および頻度】

- カ)分別基準適合物に定められている量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別基準適合物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります。（ただし、PETボトルの場合の積載トン数は、5.5～6トン、その他プラスチック製容器包装の場合は6トン前後、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という）のみの場合は、0.3トン前後となります。）
- キ)なお、日常的な引き取りについて、市町村からの引き取り申し込みがあつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。
- ク)ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ)協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化申込書」により、引き取り希望頻度を提示して頂き、可能な限り市町村の希望に添った対応を実施します。
- コ)離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- サ)分別基準適合物の保管および受け渡し施設は、本法律に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、6月下旬から7月上旬の間に環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- シ)協会は、市町村から引き取り申し込みを受ける際に「分別基準適合物の引き取り及び再商品化申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ス)しかしながら、当該容器包装を10トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、および積み込み作業について、市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- ㉔) 協会は、市町村負担分を実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村ならびに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ㉕) 市町村が協会に対して実態と異なる引渡し数量を報告した場合、協会は市町村との契約を解除し当該年度の引取りを停止するとともに、翌年度以降の引取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- ㉖) 分別基準適合物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行いますが、市町村は、残さが発生しないように「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

7. ガラスびんの引き取り

- ㉗) ガラスびんに関しては、法律では、「無色、茶色、その他の色のガラスびんの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかしながら、現状、多くの場合、無色、茶色、その他の色のガラスびんは各々異なるトラックで回収を行っています。
- ㉘) したがって、非効率的な輸送を避けるために、市町村には、今後できるだけ、色毎に10トン車1台程度単位での搬出ができるように、ご協力をお願いいたします。

8. PETボトルの引き取り

【PETボトルの「丸ボトル」の取扱い】

- ㉙) 「丸ボトル」は、法律で規定している「圧縮」・「こん包」を行っていないものであるため、分別基準適合物とは見なされません。
- ㉚) しかし、市町村における分別収集への取り組みの実情を考慮すると、協会が法律上の解釈をもって一切の対応を否定することは、大きな社会的混乱を招きかねない状況にあります。
- ㉛) 一方で、「丸ボトル」については、「輸送の効率性が損なわれる」(注)等の事情が存在します。
(注) 約7倍の容積となり、約7倍の輸送コストがかかる。
- ㉜) 以上の事情から、協会は現実的な対応として当該「丸ボトル」を、減容機を導入するまで輸送コストを全額市町村負担とすることを条件として引き取ります。なお、圧縮のための減容機の導入は速やかにお願いいたします。

9. 紙製容器包装の保管および引き取り

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

- ㉝) 市町村が紙製容器包装を雑紙に含めて収集している等、容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【指定保管場所の民間委託】

- ㉞) 分別収集品を中間処理(分別基準適合物とする為の区分け、圧縮等)し、指定保管場所に保管するまでは市町村の役割です。民間事業者のヤードを指定保管場所とする場合、事業者にも本制度における役割分担を十分説明の上、市町村からの委託業務の範囲を明確にした委託契約を締結してください。

り)再商品化事業者は協会が入札により選定しますので、市町村から指定保管場所を受託した事業者が選定されるとは限りません。特に、従来から古紙リサイクルを連携して実施してきた(新聞・雑誌等の圧縮保管を委託している等)古紙問屋へ指定保管場所の委託を行う場合など、説明不足による誤解が生じがちですのでご注意ください。

【紙製容器包装の引き取り形態】

1)分別基準では、保管形態を「結束され、又は圧縮されていること」と定めておりますが、収集・保管量が比較的少なく、保管施設の設備面等から結束・圧縮が困難な場合にはフレコンでの引き取りも可能といたします。ただし、フレコンの準備は市町村でお願いいたします。

10. プラスチック製容器包装の保管および引き取り

【ごみ袋の破袋】

ア)「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物を除去する必要があります。ごみ袋の破袋がされていないバールは、引き取ることはできません。

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

1)市町村が容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【「粉碎品・溶融品」の取扱い】

り)「粉碎・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉碎品・溶融品」は分別基準適合物とは見なされませんので、引き取りを行いません。

【「白色トレイ」の取扱い】

1)「白色トレイ」は、原則として圧縮を行わず、袋詰めした形で引き取ります。引き取り後の作業上の負荷がかからないよう、できる限り大きな袋に詰め、また、二重袋にならないよう大袋の中の小袋は除去していただきますようお願いいたします。

わ)白色トレイの材料リサイクルを行うためには、「白色トレイ」以外のトレイ(例えば、色柄付きトレイ等)が混入しないよう分別基準を遵守していただきますようお願いいたします。

か)「プラスチック製容器包装」に関して、「その他プラスチック製容器包装と白色トレイの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかし、白色トレイと、白色トレイを含まないその他プラスチック製容器包装の双方を分別収集する場合に、白色トレイとその他プラスチック製容器包装はそれぞれ個別に入札が行われるため、異なる再商品化事業者が引き取り再生処理を行うこととなります。したがって、再商品化事業者が円滑に引き取りを行うことができるよう保管の際にはそれぞれを区別、整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようお願いいたします。

き)白色トレイの引き取りにあたり、再商品化事業者によっては、車載型減容車で通常より時間をかけて引き取りを行うことがありますので、ご了承ください。

【「白色トレイ」の材料リサイクル以外の手法による再商品化】

く)白色トレイについて、材料リサイクルの再商品化能力が分別収集量を下回る等、白色トレイが材料リサイクルの事業者に落札されなかった場合には、材料リサイクル以外の手法により再商品化されることがあります。この場合も異なる再商品化事業者が再生処理を行うことがありますので、保管の際にはそれぞれ区別・整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようにお願いいたします。

- ケ) 白色トレイが材料リサイクル以外の手法で再商品化される時は、「その他プラスチック製容器包装」の分別基準と同様、「圧縮」・「こん包」を行った方が、輸送上効率的です。この場合、白色トレイとその他プラスチック製容器包装を別々に分別収集する市町村では、白色トレイについても「圧縮」・「こん包」し保管するようお願いいたします。
- コ) また、同様の理由から、白色トレイのみ分別収集を行う市町村についても、圧縮機を利用できる場合には、白色トレイも「圧縮」・「こん包」していただきますようお願いいたします。
- カ) なお、協会への引き取り申し込みの際に、白色トレイの圧縮・こん包の可否について伺います。「可」と回答をいただいた市町村が、材料リサイクル事業者以外の事業者により落札された場合には、圧縮・こん包するようお願いいたします。

11. 本システムの運用に問題が生じた場合の調整

- ア) 本システムの運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村および協会にて協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。さらに、調整が困難な場合には、「容器包装リサイクル法第 35 条」の規定に則り、主務大臣が必要な措置を講ずることとなります。

以 上

業務実施覚え書き（見本）

（特定事業者負担分）

市町村（以下「甲」という。）と財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第2条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第2条に定義される特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者に係る分別基準適合物（以下「特定事業者負担分」という。）に関し、以下のとおり覚え書きを締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、分別基準適合物を引き渡し、乙は、本覚え書きの範囲内においてこれを引き受け、再商品化を行う。

（業務実施）

第2条 乙が行う引き取りは、乙の指定した「保管施設別再商品化業務実施指定事業者明細表」に記載の再商品化事業者（以下「丙」という。）が行う。

（実施期間）

第3条 本覚え書きの有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

（予定引き渡し量）

第4条 本覚え書きにおける予定引き渡し量は、以下のとおりとする。（kg未滿は四捨五入とする。）

ガラスびん（無色）	： 年間	kg
ガラスびん（茶色）	： 年間	kg
ガラスびん（その他の色）	： 年間	kg
PETボトル	： 年間	kg
紙製容器包装	： 年間	kg
プラスチック製容器包装	： 年間	kg
うち白色トレイ	： 年間	kg
うちプラスチック製容器包装	： 年間	kg

2. 甲は、乙に予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力する。
3. 甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
4. 甲は、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（「市町村負担分」）の再商品化を乙に委託しないで、特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて乙に引き渡してはならない。
5. 甲は、引き渡し量が予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行った上で、乙としての対応を判断する。
6. 甲が第4項に違反した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度以降の引き取りを拒むことができるものとする。
7. 甲が第5項の連絡を怠った場合、又は契約の撤回や契約量の大幅な減量を行った場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。但し、その原

因が第3項の違反による場合には、乙は次年度及び次々年度以降の引き取りを拒むことができるものとする。

(引き取り方法)

- 第5条 乙が行う引き取りは、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。但し、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合といえども、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
2. 甲は、丙の引き取り作業を円滑に実施出来るよう、丙の運搬車輛への積み込み用機材などについて協力する。
 3. 甲は、引き渡し作業の希望日時について、丙と事前に協議して決定する。
 4. 甲は、引き渡し量の検量方法について、丙と事前に協議して決定する。
 5. 甲は、丙の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、丙が円滑に引き取りを実施できるように努める。

(引き渡し量)

- 第6条 甲は、甲の特定事業者負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量の実績が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

(分別基準適合物の品質確保)

- 第7条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準(以下「分別基準」という。)を遵守し、本覚え書き及び乙が提示する「引き取り品質ガイドライン」(以下「引き取り品質ガイドライン」という。)に基づき分別収集を行う。
2. 甲が丙に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
 3. 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。
 4. 前項の取り組みにも拘らず合理的期間内に改善措置が講じられず、依然として引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部若しくは全部を留保することができるものとする。

(引き取り作業)

- 第8条 乙は、丙が甲の保管施設において引き取り作業を行う場合に、丙に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。
2. 乙は、引き渡しに係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ解決するよう努める。

(安全管理)

- 第9条 甲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の廃棄物に関する法令及びこれらに基づく告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、丙における危険物や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。

(引き渡し量の報告)

- 第10条 甲は、丙の引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し量を乙指定の書面により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(再商品化合理化拠出金の拠出)

- 第11条 乙は、容器包装リサイクル法第10条の2及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金(以下「再商品化合理化拠出金」という。)を、対象となる市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下この条において同じ。)に拠出する。
2. 再商品化合理化拠出金の額は、再商品化に現に要した費用の総額が再商品化に要

- すると見込まれた費用の総額（市町村から引き渡しの申込を受けた年度ごとの分別基準適合物の量に主務大臣が定める再商品化想定単価を乗じた額。以下「想定再商品化費用総額」という。）を下回るとき、想定再商品化費用総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の二分の一の額をもとに、主務省令で定めるところにより算定される。
3. 甲に対するこの条による再商品化合理化拠出金がある場合、分別基準適合物の引渡しを受けた年度の次年度の9月末日までに、別途甲が指定する金融機関の甲の口座宛て、振込みにより実施されるものとする。
 4. 拠出は甲乙間の年度ごとの覚え書き単位とし、各素材分を一括して振込むものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 乙は、この覚え書きに関して入手した甲の個人情報（平成15年5月30日・法律第57号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本契約の実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力する為必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。
2. この条は、第3条に定める有効期間後においてもなお有効なものとする。

（覚え書きの解除）

- 第13条 乙は、この覚え書きに関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚え書きを解除することができるものとする。
- 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
第7条第3項に基づく取り組みにも拘らず合理的期間内に、改善がなされなかったとき
その他、この覚え書きの実施において、不正又は不当な行為があったとき
2. 前項の規定によりこの覚え書きが解除された場合、乙は次年度若しくは次年度以降における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の締結申し込みを拒絶することができるものとする。

（協議事項）

- 第14条 甲は、丙の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び丙双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。
2. 甲及び乙は、本覚え書きの記載事項について疑義を生じた場合又は本覚え書きに記載のない事項については、誠意をもって協議し、これを解決する。

本覚え書き締結の証として、甲及び乙は、本覚え書き2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：

乙：

業務実施契約書（見本）

（市町村負担分）

市町村（以下「甲」という。）と財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第2条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化の義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（以下「市町村負担分」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、分別基準適合物の再商品化を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務実施）

第2条 乙が行う再商品化は、乙の指定した「保管施設別再商品化業務実施指定事業者明細表」に記載の再商品化事業者（以下「丙」という。）が行う。

（契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

（再商品化実施委託単価）

第4条 本契約における再商品化実施委託単価は、以下のとおりとする。（下記の単価には消費税及び地方消費税が含まれる。）

ガラスびん（無色）	：	3.3円/kg
ガラスびん（茶色）	：	4.9円/kg
ガラスびん（その他の色）	：	6.7円/kg
PETボトル	：	1.8円/kg
紙製容器包装	：	15.5円/kg
プラスチック製容器包装	：	75.1円/kg

（予定委託量）

第5条 本契約における予定委託量は、以下のとおりとする。（kg未满是四捨五入とする。）

ガラスびん（無色）	：	年間	kg
ガラスびん（茶色）	：	年間	kg
ガラスびん（その他の色）	：	年間	kg
PETボトル	：	年間	kg
紙製容器包装	：	年間	kg
プラスチック製容器包装	：	年間	kg
うち白色トレイ	：	年間	kg
うちプラスチック製容器包装	：	年間	kg

2. 甲は、乙に予定委託量の引渡しを達成できるよう努力する。
3. 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
4. 甲は、引き渡し量が予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行った上で、乙としての対応を判断する。
5. 甲が第4項の連絡を怠った場合、又は契約の撤回や契約量の大幅な減量を行った場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。但し、その原因が第3項の違反による場合には、乙は次年度及び次々年度以降の引き取りを拒むことができるものとする。

(再商品化実施委託料金)

第6条 再商品化実施委託料金は、乙が引き取った量と以下の市町村負担分の比率を乗じて得た量(kg未滿は四捨五入)に、第4条の再商品化実施委託単価を乗じて得た金額とし、1円未滿は切り捨てるものとする。なお、監督官庁が負担分の比率を変更したときは、それに従って再商品化実施委託料金は変更されるものとする。

ガラスびん(無色)	:	7 %
ガラスびん(茶色)	:	25 %
ガラスびん(その他の色)	:	10 %
PETボトル	:	0 %
紙製容器包装	:	4 %
プラスチック製容器包装	:	4 %

(引き取り方法)

- 第7条 乙が行う引き取りは、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。但し、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合といえども、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
2. 甲は、丙が引き取り作業を円滑に実施出来るよう、丙の運搬車輛への積み込み用機材などについて協力する。
 3. 甲は、引き渡し作業の希望日時について、丙と事前に協議して決定する。
 4. 甲は、引き渡し量の検量方法について、丙と事前に協議して決定する。
 5. 甲は、丙の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、丙が円滑に引き取りを実施できるように努める。

(引き渡し量)

第8条 甲は、市町村負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

(分別基準適合物の品質確保)

- 第9条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準(以下「分別基準」という。)を遵守し、本契約及び乙が提示する「引き取り品質ガイドライン」(以下「引き取り品質ガイドライン」という。)に基づき分別収集を行う。
2. 甲が丙に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質基準より著しく劣ると判断される場合、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
 3. 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。
 4. 前項の取り組みにも拘らず合理的期間内に改善措置が講じられず、依然として引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断す

るまで、甲からの引き取りの一部若しくは全部を留保することができるものとする。

(引き取り作業)

- 第10条 乙は、丙が甲の保管施設において引き取り作業を行う場合に、丙に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。
2. 乙は、引き渡しに係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ解決するよう努める。

(安全管理)

- 第11条 甲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の廃棄物に関する法令及びこれらに基づく告示、通達並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、丙における危険物や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。

(引き渡し量の報告)

- 第12条 甲は、丙の引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し量を乙指定の書面により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(支払い条件)

- 第13条 乙は、第6条に定める委託料金を、第12条に定める報告に基づき、四半期毎に、甲に請求する。
2. 甲は、前項の請求書を受領した後、30日以内に当該委託料金を、乙に支払う。

(個人情報の保護)

- 第14条 乙は、本契約に関して入手した甲の個人情報(平成15年5月30日・法律第57号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。)を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本契約の実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力する為必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。
2. この条は、第3条に規定する有効期間後においてもなお有効なものとする。

(契約解除)

- 第15条 乙は、この本契約に関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
第9条第3項に基づく取り組みにも拘らず合理的期間内に、改善がなされなかったとき
その他、本契約の実施において、不正又は不当な行為があったとき
2. 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は次年度若しくは次年度以降における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の締結申し込みを拒絶することができるものとする。

(協議事項)

- 第16条 甲は、丙の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び丙双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。
2. 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項については、誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：

乙：

平成 19 年 10 月 30 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：平成 18 年 12 月 1 日)

分別基準について

(平成 18 年環境省令第 35 号、18 年 12 月 1 日改正)

1. ガラスびん

主としてガラス製の容器(主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。)に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 洗浄されていること。
5. 無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に区別されていること。
6. 主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。
7. 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。

2. PET ボトル

主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てるためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 圧縮されていること。
3. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
4. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
5. 洗浄されていること。
6. ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。
7. ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。

3. 紙製容器包装

主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 濡れていないこと。
5. 結束され、又は圧縮されていること。
6. 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）が混入していないこと。
7. 紙製のふた以外のふたが除去されていること。

4. プラスチック製容器包装

主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、この限りでない。
5. 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。
6. プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。
7. 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。

以上

平成 19 年 10 月 30 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：平成 19 年 10 月 30 日)

平成 20 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。平成 20 年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- 無色・茶色・その他の色の 3 区分に色分けされていること。
- 色毎に 10 トン車 1 台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (ガラスびん 1 トン中の混入 g 数)	許容範囲の目安	
びんのキャップ	アルミニウム	30g	28mm 口径のアルミキャップで 20 個程度 50mm 口径のスチールキャップで 10 個程度
	スチール	50g	
	その他の金属	50g	28mm 口径のプラスチックキャップで 130 個程度
	プラスチック	500g	
陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さな破片 1 個程度	
石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安	
無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度	
色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度	
ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい	
ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと	
プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで	

ガラスびん 1 トンとは 720ml 酒類びんで約 2000 本になります。

(3) 分別上の留意点

分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンクなどの内容物が入っているガラスびんです。

(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。

無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。

(注) 口部を見ると判別できます。

哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。

食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。

化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびんとほとんど同じですので、通常通り分別収集を行ってください。

2. PETボトル

ベール（圧縮され、結束材でこん包されたPETボトル）化されたもの

（1）ベールに求められる性状

安定性：運搬や移動作業中の荷崩れのないこと。

バラケ性：再生工場での解体が容易であること。

（2）ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法	重量	結束材
600×400×300mm	15～20kg	PP または PETバンド*
600×400×600mm	30～40kg	同上
1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	番線

寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。

実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

番線の材質は錆の少ない亜鉛メッキ鉄線を推奨します。

また、番線は小型・中型の減容機には使用しないでください。

（3）ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。

目標とする良い品質として、次のようなモデル事例を推奨します。

項目	規格
キャップ付きボトル	10%以下
塩ビボトル	0.5%以下
ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
材質識別マークのないPETボトル	1%以下
ガラスびん	なし
アルミ缶・スチール缶	なし
紙製容器	なし
その他の夾雑物	なし

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他厚生省で定める行為(こん包：厚生省令平成11年度第65号で規定)を行うことをいいます。

3 . 紙製容器包装

1. 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。

なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。

また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

2 . 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	1 2 %以下 1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する。
2) 食品残渣	付着していないこと 2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする。
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入 1 0 %以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器(アルミなし)が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

1 . 古紙標準品質規格表に準拠

2 . 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装

(1) プラスチック製容器包装

1. 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ペールという）です。

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ペーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

2. ペールに求められる性状

- ・ 安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと
なお、ペールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・ 衛生性：ペールから臭気の発生がないこと
腐敗性有機物が付着、混入していないこと
- ・ バラケ性：再商品化施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を当面の目安としてください。）
- ・ 収集袋の破袋：収集袋は破袋され、異物が除去されていること。

3. ペールの寸法、重量、結束材

ペールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1100mm×1100mm角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法（mm）*	重量（kg）	結束材
600×400×300	18～20	PPまたはPETバンドまたはフィルム併用
600×400×600	36～50	同上
1000×1000×1000	250～350	同上

* 寸法の600×400mm、1000×1000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のペールの寸法はこれより少し大きくなります。

* 「推奨」ですから、ローリングタイプのペールを排除するものではありません。

* 番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4 . ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質がよくなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である 容器包装プラスチック	90%以上(重量比)	
【異物等】		
汚れの付着した容器包装プラスチック	混入していないこと	食品残渣等(* 1)が付着して汚れた物や生ごみ。土砂や水分(雫が垂れている)で汚れた物
指定収集袋および市販の収集袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販の収集袋
容り法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、懐中電灯、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
事業系の容器包装プラスチック等	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス・金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。 医療系廃棄物(* 2) 危険品(* 3)

(* 1) 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

(* 2) 医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く)等。

(* 3) 危険品とは、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ

1 . 引き取り形態

- ・ 透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2 . 密封こん包に求められる性状

- ・ 衛生性：こん包はしっかり密封されていること
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂などで汚れていないこと

3 . 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法(mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
1500 × 1200	2.5 ~ 3.0	25 μ
1200 × 1000	1.7 ~ 2.0	25 μ

4 . こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行なうためには、原料となるペールの品質が良くなければなりません。

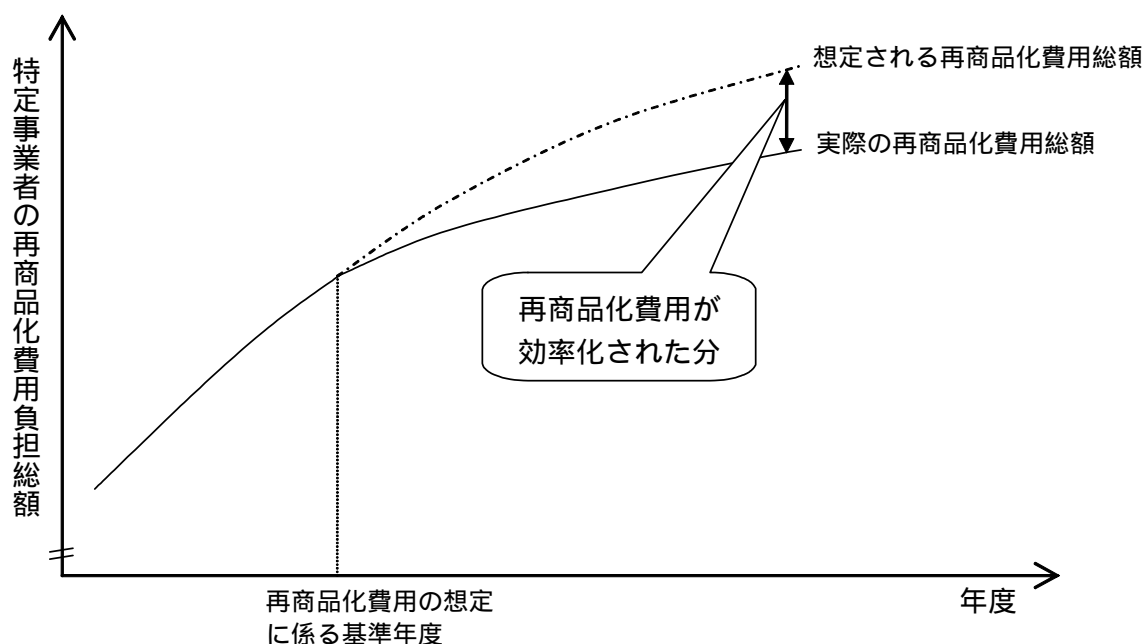
項目	基準	備考
分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上 (重量比)	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ。 土砂や水分(雫が垂れている)で汚れた物 色物、柄物トレイ
非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	
以外のトレイ	混入していないこと	PE、PP、PET、非発泡 PS
トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上

平成 19 年 10 月 30 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会

「再商品化合理化拠出金」の支払いについて

1. 改正法第 10 条の 2(市町村に対する金銭の支払)について



2. 拠出金総額の決定のしくみ 「想定額」と「現に要した費用」より算定される。

- (1) 想定額(上図の「想定される再商品化費用総額」) 想定単価×想定量
 想定単価: 直近の 3 年間の再商品化単価の平均値 3 年間固定
 (例えば、平成 20～22 年度の想定単価は
 平成 17～19 年度の再商品化単価を用いて算定
 プラスチック製容器包装については、再商品化手法ごとに区別して算定する
 想定量: 各市町村(一部事務組合含む。以下同)から指定法人への引渡し申込み量
 (業務実施覚え書き - 特定事業者負担分 - の量。)
 毎年の申込量 (再商品化手法ごとに 3 月に確定)
- (2) 現に要した費用(上図の「実際の再商品化費用総額」)
 当該年度に引き取ったものの再商品化に要した費用
 (再商品化事業者への支払い実績額)
- (3) 拠出金総額 = (想定額 - 現に要した費用) × 1/2

3.個別市町村への配分基準について

拠出金総額の 1/2 を「品質」基準で、1/2 を「低減額」貢献度で、配分

(1)「品質」による配分基準

プラスチック製容器包装

当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、

当該年度 90%以上であって前年度に比べ 2%以上向上した場合、

又は当該年度における容器包装比率が 95%以上である場合であること

ガラスびん・ペットボトル・紙製容器包装

容リ協会の引き取り品質ガイドラインの基準を上回る場合であること

対象市町村については、容リ協会のペール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国として発表する。

これらの基準に該当する各市町村の引渡実績総量（特定事業者負担分の量）に対する、当該市町村の引渡実績量（特定事業者負担分の量。以下同）に応じて、拠出金総額の 1/2 を按分する。

(2)「低減額」による配分基準

想定単価をベースに、それぞれの市町村の引渡し分としてかかる見込の費用と実際にかかった費用に基づいて、配分する。

すなわち、{(想定単価×当該市町村の引渡実績量) - 当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用(0以下の場合は0とする)}の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の 1/2 を按分する。

4.支払い期日

翌年度 9 月末

以 上

平成 19 年 10 月 30 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会

P E T ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しをお願い（本申し込みに向けて）

今夏実施いたしました平成 20 年度 容器包装に係る分別基準適合物の引渡し量に関する調査によれば、指定法人である日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」）の同年度の P E T ボトル分別基準適合物の引き取り量は 162 千トンの見込みであり、平成 18・19 年度の年 14 万トン強の実績・契約引き取り量より再び増加する傾向となっています。上記調査に際しての「P E T ボトル分別基準適合物の円滑な引渡しをお願い」等の趣旨をご理解いただいた結果と考えております。また、当平成 19 年度に関しても、例年になく追加増量の申し込みをいただいているところです。これらのことに先ずは御礼申し上げます。

当協会の引き取り量が最近年の低迷から反転する兆しが見えたと評価するところですが、一方、来年度における引き取り量の増加見込みも、上記程度では再生処理能力の三十数万トンに遠く及ばず、需給のアンバランスを実質的に緩和するに至っていないのも事実です。依然として将来の P E T ボトル再商品化の基盤崩壊に繋がるおそれさえある状況に変わりありません。今春も大手再商品化事業者の破綻事例が発生しています。P E T ボトル再商品化のメインルートである当協会を通じた再商品化事業者への処理原料の安定供給、ひいては再商品化製品利用業界への製品流通の安定が望まれます。あらためて「指定法人への円滑な引渡し」をお願いする次第です。P E T ボトルについては、上記状況にありますので、先般の引き渡し量調査を上回る本申し込み量をご検討いただきたくお願い申し上げます。

なお、引渡し量調査時に述べました当協会ルートの評価いただきたい点について、その要点を下に再掲いたします。

有償入札による収入は市町村（一部事務組合含む。以下同）に拠出される。

- ・平成 18 年度分より実施中
- ・平成 19 年度分の落札価額総額は約 56 億円

改正容器包装リサイクル法による再商品合理化拠出金が市町村に拠出される。

- ・平成 20 年度分より実施予定
- ・同封関係資料参照

債権リスクが問題再商品化事業者に関わる市町村に集中しない（個別市町村にとって影響は極めて軽微）。

再商品化製品の納品先や残さの処理等を見届けるトレーサビリティという安心性がある。

ご参考いただきたく併せてお願い申し上げます。

以上

（当協会の有償入札に係る収入(再商品化委託収入)の市町村への拠出に関する手続きについては、既に再三各市町村へご案内していますが、簡単な解説を裏面に付しています。）

当協会のPETボトル等の有償入札に係る収入の市町村への拠出について

1. 拠出する金額

- (1) 当協会と再商品化事業者との間で契約した保管施設ごとの分別基準適合物の再商品化委託単価に基づき、それが有償の場合、分別基準適合物が再商品化された月に当該再商品化実施分に係る再商品化委託収入が当協会に発生します。その収入発生時期は、市町村の分別基準適合物の引き渡し時期から見れば、年毎に一定ではありませんが、全国的に見れば1ヶ月後ほどになります。
- (2) このようにして発生した収入の現金入金確定額を一たん全国合計にプールしたうえ、その合計金額から消費税相当分を控除した総拠出対象金額を後記配分基準で個別市町村へ配分して拠出します。個別市町村への拠出の際は、その送金手数料が控除されます。

2. 拠出の時期

- (1) 各年度(4月~3月)について、次の通り予定しています。
当年4月~翌年2月收入発生分・・・翌年3月末拠出(支払)
(2月分の実収確定(入金)は3月末につき、発生額と実収額に差異ある場合はにて調整します)
翌年3月收入発生分・・・翌年5月末拠出(支払)
(3月分の実収確定(入金)は4月末につき、5月の支払となります)
- (2) 当年度に市町村が引き渡した分別基準適合物で再商品化が翌年度に繰り越される分に係る収入については、翌年度引き渡し分に係る収入に加算して、翌年度の拠出となります。

3. 個別市町村(一部事務組合を含む)への拠出金の配分基準

- (1) 素材(PETボトル・ガラスびんの別)ごとに、年度初契約委託単価が有償である市町村を対象として、各支払時の拠出対象金額の発生期間ごとに、次の計算により算出した金額を拠出(支払)します。

〔個別市町村への拠出額〕

$$\begin{aligned} & \text{個別市町村の「年度初契約委託単価} \times \text{協会引取量」} \\ = & \text{総拠出対象金額} \times \frac{\quad}{\text{各市町村の「年度初契約委託単価} \times \text{協会引取量」の全国計}} \\ & - \text{振込み手数料(各素材分を一括して振込みます)} \end{aligned}$$

- ・上記計算結果がマイナス(振込み手数料が按分配分額より大)となった場合は、当該市町村への拠出(支払)は行いません。
- ・上記計算中の年度初契約委託単価は、各年度の初めに当り当協会と再商品化事業者との間で契約した再商品化委託単価で、下記の当協会ホームページに掲載しています。
<http://www.jcpra.or.jp/> (関連者別メニュー 再商品化事業者関連情報)
- (2) 一部事務組合からの引取分に関しては、一部事務組合を拠出先として拠出(支払)を行います。

4. 個別市町村が受け取る年間拠出金見込み額の概算

- (1) 当年度引き渡し分については、次が一つの概算法です。
自保管施設の年度初契約委託単価 × 自己の対協会年間引き渡し予定量 × 11/12 × 100/105
- (2) 前年度引き渡し分から当年度へ再商品化の繰越がある場合、当該繰越分を上記に加算します。
- (3) 翌年度引き渡し分については、契約委託単価未定時は当該単価を予想する必要があります。

以上

ご参考

環廃企発第070613001号
平成 19 年 6 月 13 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 2 条第 6 項に
基づく保管施設の指定に関する意向調査の実施について（依頼）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行につきましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年度における同法の施行に関し、同法第 2 条第 6 項に基づく保管施設の指定について市町村の意向を把握する必要がありますので、下記のとおり貴都道府県管下市町村における意向について取りまとめの上、報告していただきますようお願いします。

記

1. 調査の対象及び方法

「保管施設の指定に関する意向調査の集計について」によること。

2. 提出期限

平成 19 年 8 月 17 日（金）

環境省廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当 酒井、安藤

TEL 03-3581-3351（内線 6822）

メールアドレス YOURIHO@env.go.jp

都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

保管施設の選定に関する留意事項について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 6 月 13 日付け環廃企発第 070613001 号で同法に基づく保管施設の指定に係る意向調査を依頼したところですが、貴都道府県におかれましては、保管施設の選定に当たり、下記の事項に十分配慮すべきことを貴管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

記

1．再商品化事業者決定後の保管施設の変更の禁止について

再商品化業務の実施に当たっては、指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）が行う入札により、前年度中に保管施設ごとに再商品化事業者が決められてきたところであるが、今般、容リ協会による入札によって各保管施設に係る再商品化事業者が決定したにもかかわらず当該施設の変更を希望する市町村が散見されるに至っており、これらは円滑な再商品化業務の実施に支障を来すおそれがある。

このため、保管施設の選定に当たっては、再商品化事業者決定後の保管施設の変更は認められないこと、また、原則、今回の意向調査で回答いただく施設が保管施設になることに改めて留意されたい。

2．保管施設の選定基準について

保管施設の選定に当たっては、効率的な分別収集の実施の観点から、保管施設の設置基準を定めた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に基づき、おおむね人口の合計 30 万当たり 1 か所を超えない割合で選定されたい。